

人吉城跡ふるさと歴史の広場の利用申請窓口が変わります

人吉城跡ふるさと歴史の広場を地域や学校などの行事や祭りなどの催しで利用するときの申請窓口が、4月から変わりますのでご注意ください。申請方法など、詳しくは市都市計画課にお問い合わせください。



変更前 市文化課
変更後 市都市計画課

利用目的で提出する書類が異なります

利用目的	提出する書類
グラウンドゴルフや保育園・学校などの遠足、部活動など	届出書
屋台や商品宣伝などの商い行為、祭りやスポーツ大会などのイベント、募金活動、テレビ撮影など	使用許可申請書
公園内に公園施設以外の工作物（電柱など）を設けて公園を占有する	占有許可申請書

問合せ 市都市計画課 (☎22-2111 内線2213)

人吉城跡の入場制限を一部解除します

人吉城跡は令和2年7月豪雨で被災したため一部を立ち入り禁止としていますが、石垣やのり面の修理が完了し、立ち入れる範囲が広がりました。人吉城跡周辺の散策や二の丸からの眺望などをお楽しみください。
※災害復旧工事で引き続き立ち入り禁止の箇所もあります。



※人吉城歴史館は休館中

被災した宅地や私道の復旧に必要な費用の一部を補助します

市では、熊本県球磨川流域復興基金交付金を活用し、令和2年7月豪雨で被災した宅地や私道の復旧に必要な費用の一部を補助します。
※予算がなくなり次第終了します。
※既に行った復旧工事も、要件を満たすときには補助対象になる場合があります。
詳しい内容はお問い合わせください。

受付開始日 4月3日(月)
受付時間 午前8時30分～午後5時15分
(土・日曜、祝日を除く)

被災宅地復旧支援	
被災した宅地を原形に復旧する工事を行う所有者に補助します	
補助率	工事費用から50万円を控除した額の3分の2
上限額	633万3千円
申請者	被災した宅地の所有者

被災私道復旧支援	
被災した私道を原形に復旧する工事を行う私道管理者に補助します	
補助率	工事費用から50万円を控除した額の2分の1
上限額	475万円
申請者	被災した私道を維持管理している集落などの代表者

問合せ 市住宅政策課建築係 (☎22-2111 内線2234・2235・2236)



武者返し前



相良神社



水の手橋から見る人吉城跡



東屋(あずまや) 近くからの眺め



北東隅石垣間詰補修工事中



北外曲輪(きたそとくるわ) 陥没災害復旧工事中

問合せ 市文化課文化政策係 (☎22-2111 内線6701)